

1. 政策及び15年度重点施策等

政 策	システミックリスクの未然防止
15年度 重点施策	預金保険法第102条の適切な運用

2. 政策の目標等

法定任務	金融機能の安定
基本目標	金融システムの安定が確保されていること
重点目標	金融機能の安定に支障が生じる事態が顕現化せず、安定が維持され、金融機関破綻時においても混乱なく円滑な処理が図られること

3. 政策の内容

預金保険法第7章の諸規定に基づき、我が国又は金融機関が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生じるおそれがある場合、それを未然に防止するため、金融危機対応会議の議を経て、必要な措置¹を講ずるとともに適切なフォローアップ等を行います。

4. 平成15事務年度における事務運営についての評価

(りそなグループ)

りそなグループは、17年3月末までをりそな再生のための「集中再生期間」と位置付け、15年6月に就任した新経営陣の新たな経営方針の下、企業価値の最大化に向けて、確固たる財務基盤を構築するため、15年9月期中間決算において財務改革を実施し、将来のリスクファクターを徹底的に排除するため、関係会社・関連ノンバンクの完全処理、キャッシュフローベースの引当強化等の取組みを行ったところです。

また、りそなグループは、15年11月に、新経営陣の下で新しい経営健全化計画を策定・公表しました。この計画は、「りそな再生」、「持続的な黒字経営への体質転換」のため、「集中再生期間」における数値目標、施策をとりまとめたものとの位置付けとなっています。

さらに、16年3月期の決算においてりそなグループは、中間期に財務改革を実施したため通期では大幅赤字であるものの、下期については経営健全化計画の計画値を上回

¹ 破綻又は債務超過でない金融機関については、第1号措置(資本増強)
破綻金融機関又は債務超過の金融機関については、第2号措置(ペイオフ超の資金援助)
債務超過の破綻銀行等については、第3号措置(特別危機管理)

る黒字を達成しています。

このように、りそなグループは新経営陣の下で、経営の健全性を確保しつつ、収益力の向上を通じた企業価値の増大に向け、新しい経営健全化計画の策定を含む「集中再生期間」における様々な取組みを行っているところです。

当局としても、経営健全化計画が着実に履行されるよう、適切にフォローアップすることで金融機能の安定に寄与するものと考えます。

(足利銀行)

足利銀行については、同行の規模や、栃木県における融資比率が極めて高率であることなどから、現在の金融環境の下、同行が果たしている金融機能の維持が必要不可欠であることなどを総合的に勘案し、金融危機対応会議の議を経て、第3号措置を講じました。

この第3号措置の適用により、足利銀行においては、通常の業務が行われ、預金等負債については、全額保護されることとなり、また、融資面についても、同行において、善意かつ健全な借り手への融資についてきめ細やかな対応が図られることにより、栃木県を中心とする地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生じることを回避することができました。

また、足利銀行から16年6月に提出・公表された「経営に関する計画」は、地域金融機関としてのビジネスモデル、16年3月期決算を踏まえた収益計画並びに計画達成に向けた具体的な施策を示したものであり、第3号措置が適用された趣旨を十分に踏まえたものとなっています。

5. 今後の課題

(りそなグループ)

りそなグループについては、経営健全化計画の着実な履行を通じ、徹底的な経営改革を図り、収益性を十分向上させていくことにより、経営改善が図られ、内部留保の蓄積を含め企業価値が高められていくこととなると考えており、引き続き、経営健全化計画が着実に履行されるよう、厳正なフォローアップに努める必要があります。

(足利銀行)

足利銀行においては、「経営に関する計画」に沿って、引き続き、経営改革を進めるとともに、地域金融の円滑化、中小企業等の再生に積極的に取り組むこと等により、企業価値の向上に努め、公的コストの最小化を図りつつ、できる限り早期に第3号措置を終えることが重要であると考えています。

6. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。

(りそなグループについては、新経営陣の下、経営改革が行われ、様々な施策に取り組んで

いるところであり、引き続き、経営健全化計画が着実に履行されるよう、厳正なフォローアップに努める必要があります。)

(足利銀行については、同行に対する第3号措置の適用により、栃木県を中心とする地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生じることを回避しました。また、同行においては、新経営陣の下、「経営に関する計画」が策定され、同計画に沿って、適切な業務運営を確保しつつ、経営改革が進められているところであり、引き続き、同計画に沿って、経営改革を進めるとともに、地域金融の円滑化、中小企業等の再生に積極的に取り組むこと等により、同行の企業価値の向上に努め、公的コストの最小化を図りつつ、できる限り早期に第3号措置を終えることが重要であると考えています。)